

児童手当の現況届の提出について

児童手当は、児童を養育している方に支給される手当です。

▼支給対象

中学校卒業までの児童を養育されている方に支給されます。

▼支給月額

3歳未満 1万5千円
3歳以上小学校終了前 1万円（第3子以降は1万5千円）

中学生 1万円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額5千円の支給となります。

▼現況届の提出

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうか確認するためのものです。提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

◇お問い合わせ先

住民課環境民生グループ
電話 34-2121

「北海道女性の活躍支援センター」をご利用ください。

北海道では、結婚、子育て、介護など女性のライフステージや就業、起業など様々なお悩みに電話・メール・面談に対応する「北海道女性の活躍支援センター」を開設しています。

北海道女性の活躍支援センターでは「悩みがあるけど、どこに相談したらよいかわからない。」「挑戦したいことがあるけど、手順がわからない。」などの相談に、経験豊かな女性の支援員が専門の相談機関や支援施策を紹介するなど、コンシェルジュとして対応するほか、起業や法律相談などの専門相談日を設けるなど、女性の総合相談支援機関として、皆様の相談に対応していますので、ぜひご相談ください。



◇お問い合わせ先

北海道女性の活動支援センター
電話 011-206-5711
メールアドレス
kitanojyousei@sirius.ocn.ne.jp

相談時間

月・火・木・金 10時～16時
水・土 10時～13時

自衛官などの募集について

下記のとおり実施されますので興味のある方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

◇お問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所
電話 01654-2-3921
住所 096-0011
名寄市西1条南9丁目45
※受験申し込みは、剣淵町役場総務課でも対応いたします。



	一般曹候補生	自衛官候補生(男子)	自衛官候補生(女子)	航空学生
応募資格	18歳以上27歳未満 (平成29年4月1日現在)	18歳以上27歳未満 (採用予定月の1日現在)	18歳以上27歳未満 (採用予定月の1日現在)	18歳以上(高卒、見込み含む)21歳未満 (平成29年4月1日現在)
受付期間	8月1日(月) ～ 9月8日(木)	年間を通じて行っています。	8月1日(月) ～ 9月8日(木)	8月1日(月) ～ 9月8日(木)
試験日	9月16日(金) 17日(土) のうち指定する1日	6月24日(金) 25日(土) (旭川市)	9月23日(金)～ 27日(火) のうち指定する1日	9月22日(木) (旭川市)